

相続診断協会がシンポジウム 税理士への橋渡して 相続時の問題を解消

相続診断協会(代表理事=小川実税理士)は12月1日に都内でシンポジウムを開催し、協会が認定する資格者「相続診断士」と税理士との協業事例などを報告した。

相続診断士は、相続問題が発生するおそれがある人に対し、弁護士、税理士、司法書士ら専門家への橋渡しを行い、相続人同士で争う「争続」を減らし、笑顔で相続を迎える「笑顔相続」を増やすことを目的に活動している。

相続診断士の佐藤寿信氏はシンポジウムで、「相続診断士はその資格だけで税務相談をすることができない。その一方で、営業が苦手な税理士先生は多いと思う。それぞれの立ち位置を明確にして、笑顔相続につなげたい」と、税理士をはじめとした士業者との協業について語った。小川代表は「相続診断士は税理士の職域を奪う資格者ではなく、むしろ



紹介する立場」と説明。また、協会事務局は、「診断士に対して取得・更新時にコンプライアンスの周知徹底を伝えており、相続診断士も現場で強く意識して臨んでいる」と付け加える。

なお、小川代表はシンポジウム冒頭のあいさつで、家族に向けた遺言書を披露。死後の財産分配などを読み上げた後、遺言書の付言事項として「親族への思い」を述べた。相続診断協会では自分の思いを残して次世代に伝えることが「笑顔相続」につながるとしており、小川代表はシンポジウムの場でそれを実践した格好だ。